

鴨川市観光振興検討委員会
報告書

令和 7 年 10 月 15 日

鴨川市観光振興検討委員会

目 次

第1章	はじめに	2
第2章	鴨川市の情勢及び観光の現況	3
1	鴨川市の情勢	3
(1)	人口の推移	3
(2)	財政状況	4
2	鴨川市の観光の現況	5
(1)	観光の現況	5
(2)	鴨川市の観光事業	7
第3章	観光振興施策の検討	9
1	既存観光事業	9
(1)	既存観光事業の今後の方向性	9
2	新たな観光振興施策	9
(1)	観光ビジョン	9
(2)	新たな観光振興施策の方向	10
(3)	(仮称)観光振興審議会の設置	10
(4)	観光振興基金の設置	10
第4章	財源の検討	12
1	千葉県宿泊税	12
(1)	千葉県宿泊税の制度設計	12
(2)	千葉県が取り組む観光振興施策	12
2	鴨川市の観光振興財源確保策	13
(1)	観光振興財源の確保策の検討	13
第5章	宿泊税の制度設計	16
1	基本方針	16
2	税制度	16
第6章	まとめ	19
第7章	参考資料	21
1	鴨川市観光振興検討委員会の設置の根拠	21
2	委員構成	23
3	会議の開催状況	23
4	諮問	24

第1章 はじめに

鴨川市は、温暖な気候と豊かな自然環境、新鮮で豊富な食材に代表される貴重な自然資源はもとより、全国レベルの集客力を持つ観光・宿泊施設、充実した医療・福祉・スポーツ環境などの地域資源を多く有している。

鴨川市の基幹産業の一つとして、これらの資源をいかした観光産業が挙げられるが、観光客数、宿泊者数ともに減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響で急激に減少した。新型コロナウイルス感染症の影響が収束した現在、観光客数、宿泊者数ともに回復傾向にあるものの、最盛期の水準には程遠い状況となっている。

また、新型コロナウイルス感染症や SNS の発達等を契機に観光需要が大きく変化し、新たなニーズに対応する施策が必要となっていることに加え、少子高齢化による税収減少が懸念されており、持続可能な観光振興事業を実施していくための安定財源の確保が求められている。

このような状況の中、鴨川市観光振興検討委員会（以下「本委員会」という。）は、鴨川市長から「鴨川市の新たな観光振興施策とその財源の在り方」について諮問を受け、令和6年12月から5回の会議を開催し、この度答申を提出する運びとなった。

新たな観光振興施策の検討については、鴨川市の既存観光事業の見直しや、今後必要となる観光振興施策の方向性について検討し、その財源確保策として、千葉県宿泊税の使途として示された市町村への交付金に加え、新たな独自の財源確保策について検討を行った。

本報告書は、本委員会における全5回の会議の内容を取りまとめたものである。

第2章 鴨川市の情勢及び観光の現況

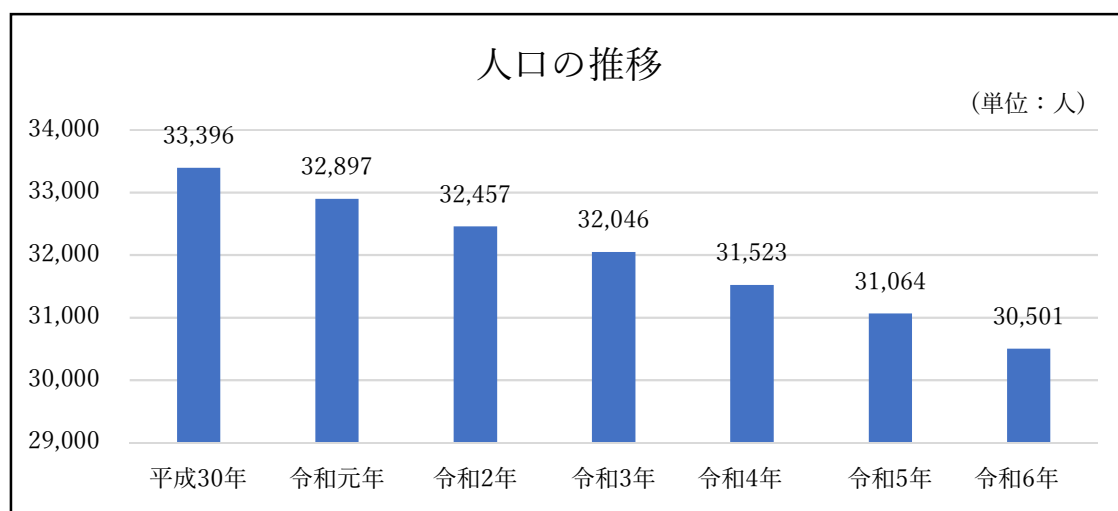
1 鴨川市の情勢

(1) 人口の推移

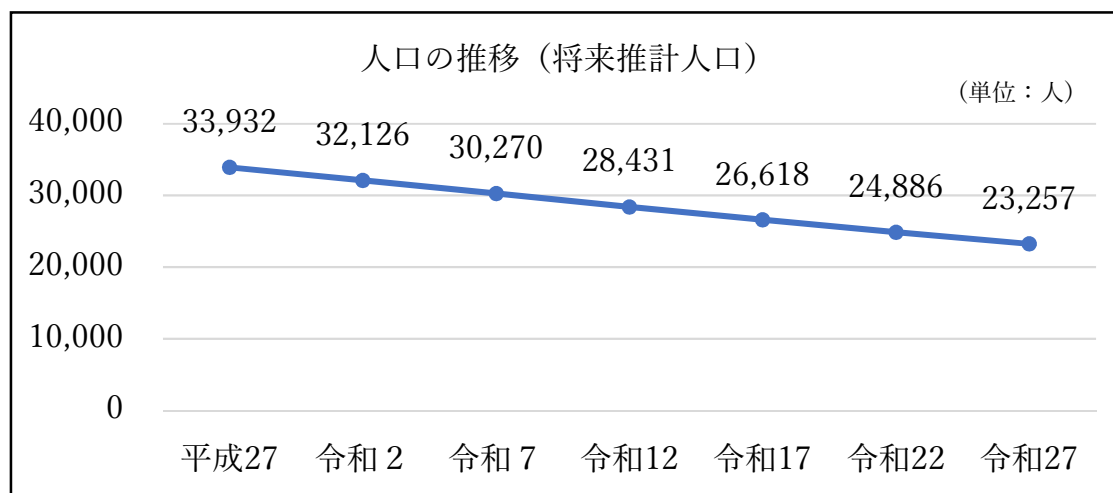
鴨川市統計書令和5年版によると、鴨川市の人口は、昭和25年の48,571人をピークに一貫して減少している。

住民基本台帳（3月31日時点）の人口推計では、平成30年が33,396人、令和6年が、30,501人となっており、今後もさらに減少することが予測される。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」によると、令和27年には平成27年と比較して約1万人、令和7年と比較して約7,000人の減少が見込まれる。



(住民基本台帳による)

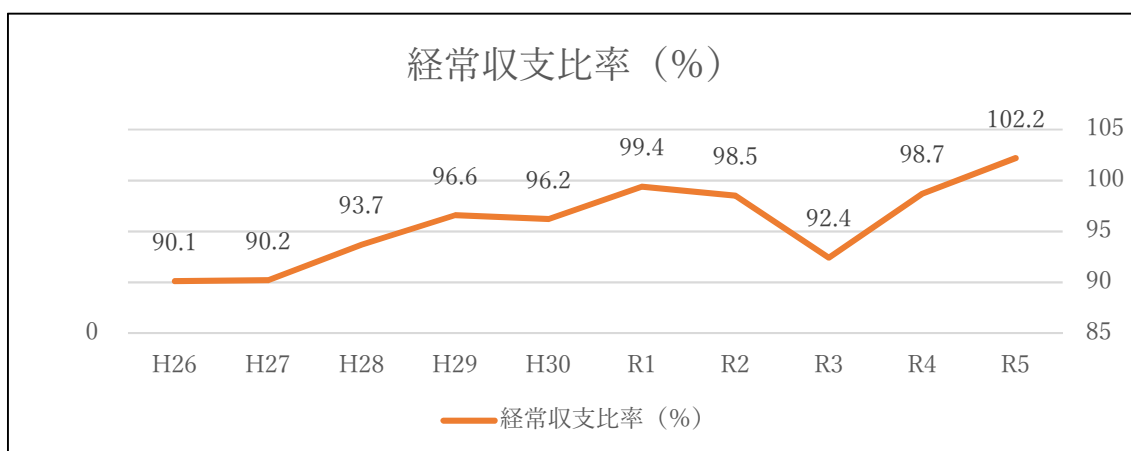
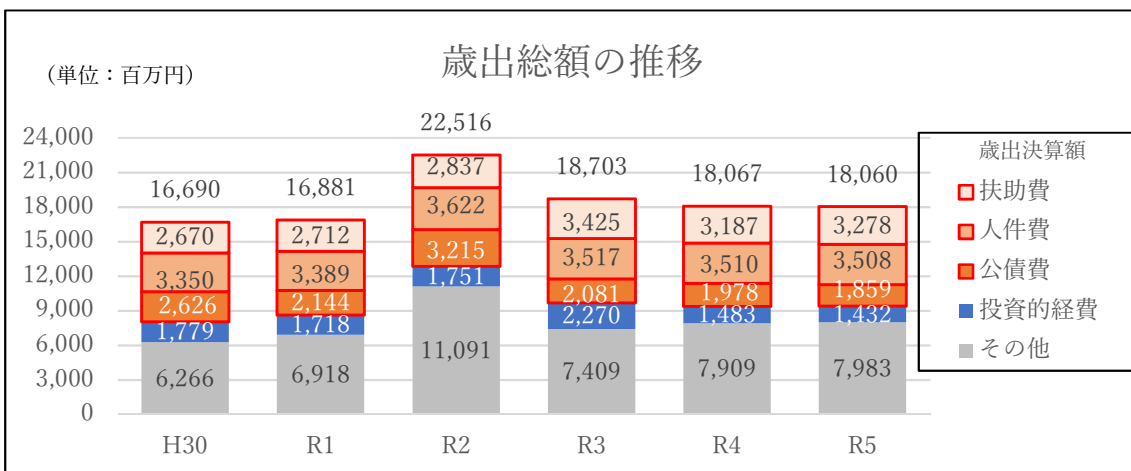
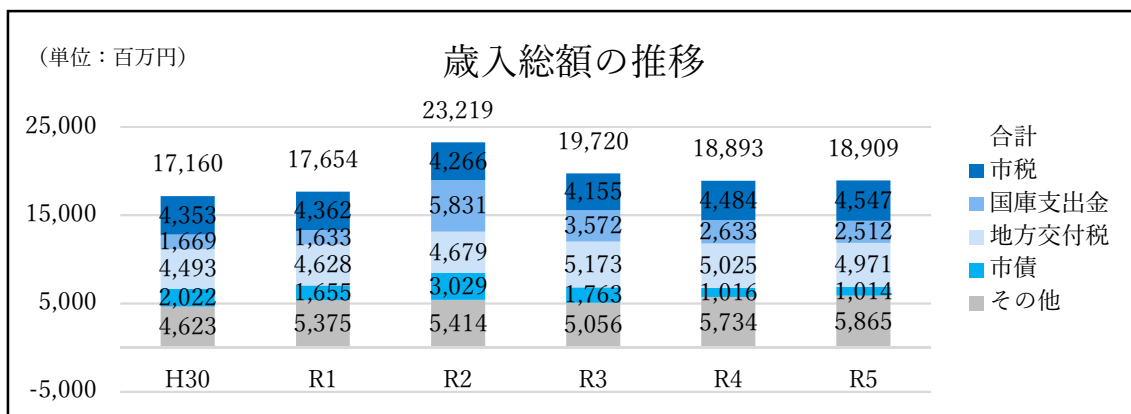


(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」から引用)

(2) 財政状況

鴨川市の予算規模は、令和元年度までは歳入が170億円台、歳出が160億円台で推移してきたが、令和2年度から5年度までは、新型コロナウイルス感染症対策や経済対策の国からの交付金等により増額となっている。

経常収支比率は、近年では95%を超える非常に高い水準で推移しており、財政の硬直化が進んでいる。令和5年度は102.2%となり、財政の立て直しが急務となっている。



(鴨川市「歳入歳出に係る主要な施策の成果」から引用)

2 鴨川市の観光の現況

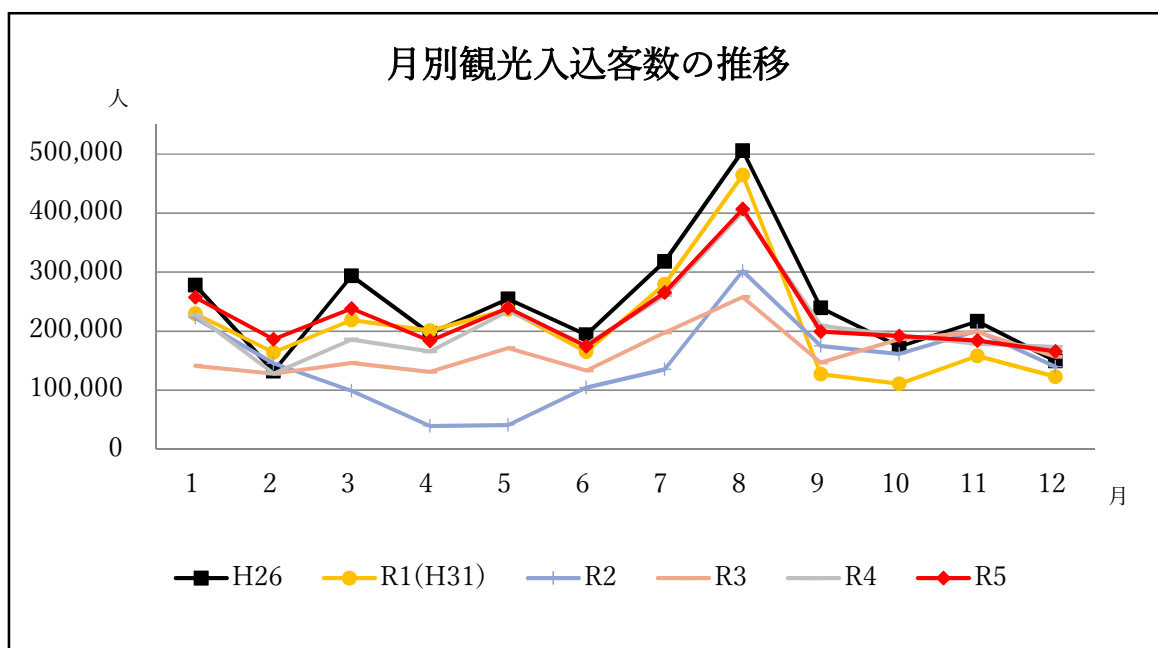
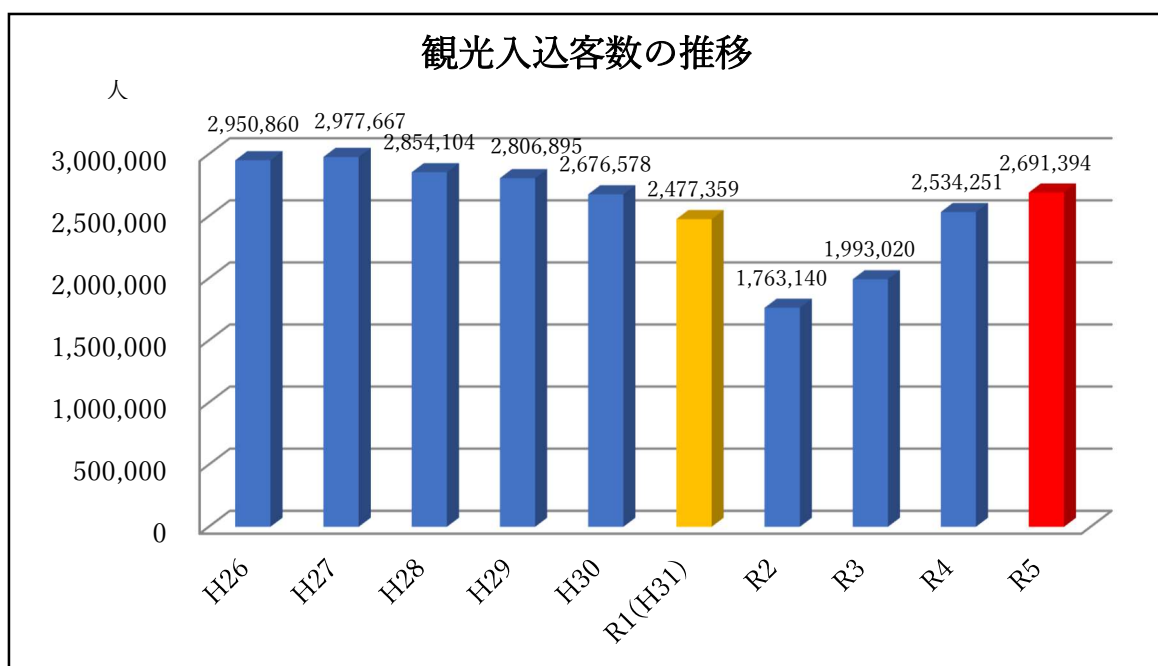
(1) 観光の現況

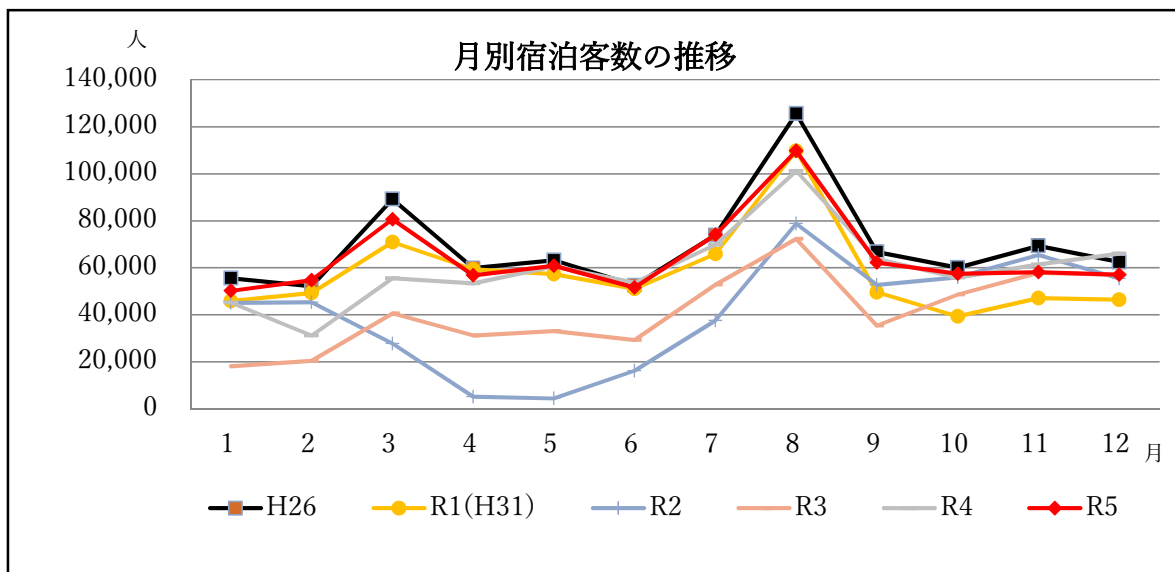
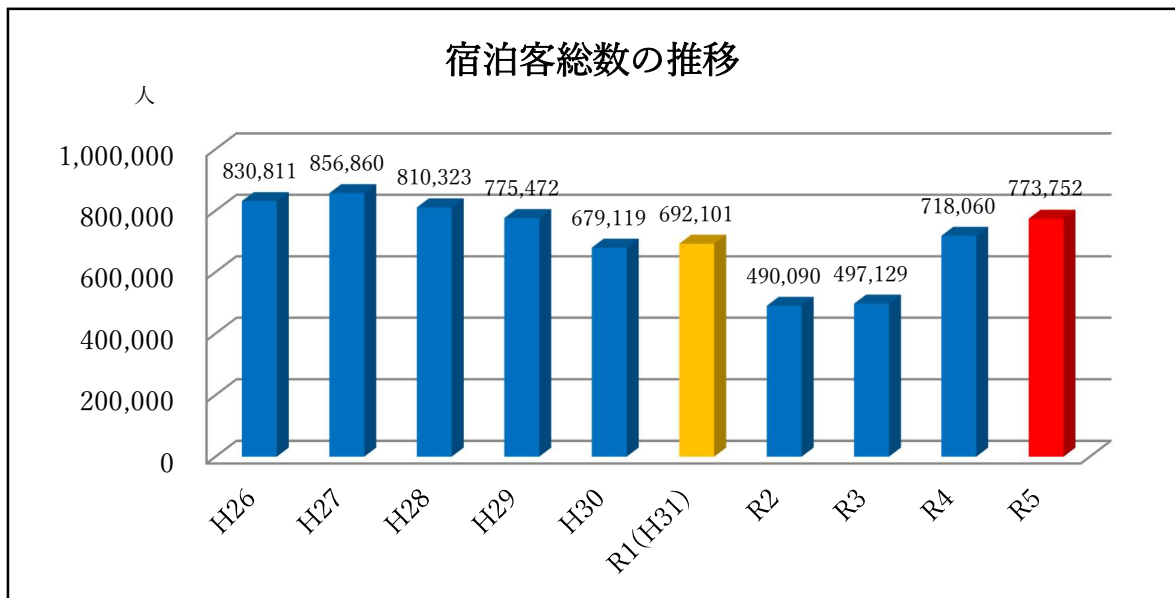
鴨川市の観光入込客数は、平成 26 年以降、平成 27 年をピークにコロナ禍前（令和元年度）まで減少傾向にあった。

令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大きく減少したものの、令和 4 年以降は回復傾向となっており、令和 5 年は、コロナ禍前の水準にまで回復している。

月別の観光客数としては、8 月がピークとなっている。

宿泊客数についても、観光入込客数と同様の傾向となっている。



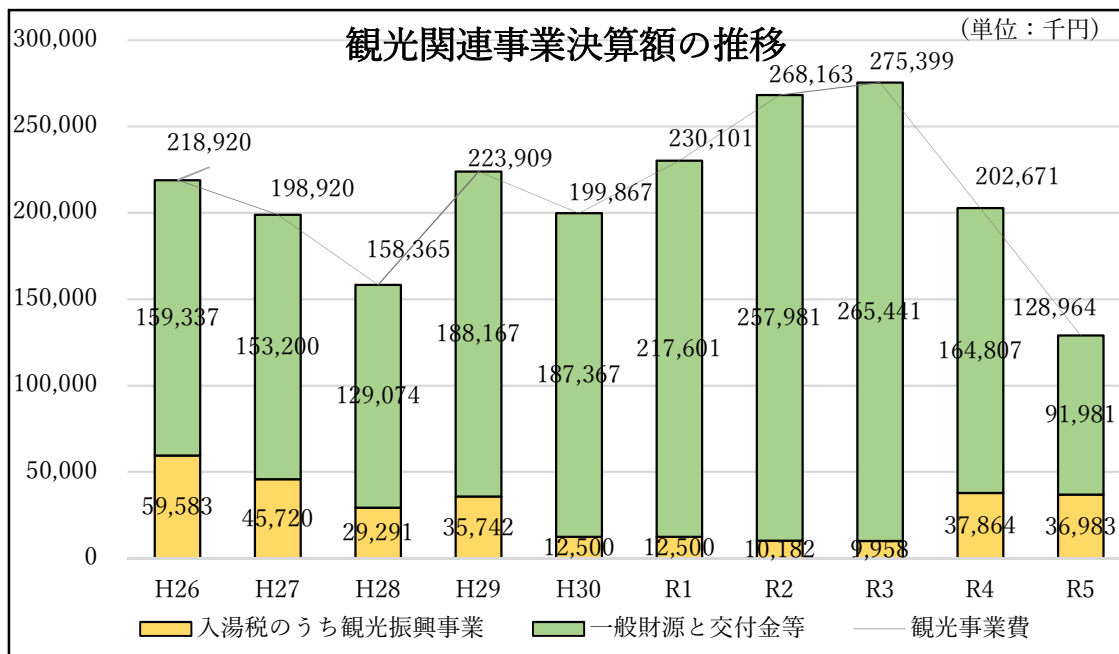


(「鴨川市観光統計」から引用)

(2) 鴨川市の観光事業

鴨川市の観光事業の規模は図のとおりである。

平成 26 年度の観光街路灯建設事業費補助、平成 27 年度の観光看板やトイレの設置、平成 27 年度以降の地方創生交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により増額となっているが、こうした特殊要因を除くと、概ね 1 億 3,000 万円となる。



(「鴨川市歳入決算書」から引用)

【令和 5 年度に実施した事業】

事業名	概 要
海辺の魅力づくり推進事業	前原横渚海岸やその周辺地域の活性化
海水浴場運営事業	海水浴場の運営費、委託費等
観光街路灯維持管理事業	旧鴨川市地区街路灯の維持管理、天津小湊の街路灯協会への補助
観光客誘致イベント強化支援事業	イベント開催等に対する補助
観光団体機能強化支援事業	観光協会、温泉旅館業協同組合に対する補助
観光プラットフォーム事業	観光 DMO への補助
観光プロモーション事業	鴨川観光プラットフォーム(株)への業務委託等
オーシャンパーク管理運営事業	道の駅オーシャンパークの維持管理
その他の事業	駐車場等の維持管理、関連団体への負担金、インバウンド誘致、フィルムコミッション等

【委員からの主な意見】

- ・ フラワーセンター跡地、市民会館跡地、廃校跡地の有効活用をしてほしい。
- ・ 海辺の魅力づくり推進事業は止まってしまっている。市民会館跡地を拠点に事業を展開していくべきである。
- ・ ビッグデータ等を活用し、観光客の動向調査、分析を徹底的に実施するべきである。
- ・ 海水浴場の採算が悪い。海水浴客は減少しており、今後も同様の傾向であるものと考えられるため、見直しをするべきである。
- ・ 観光消費額等の目標を定め、その目標に沿って施策を決めていくべきである。
- ・ オーシャンパークは指定管理料等の支出と賃料等の収入のバランスが悪く、赤字となっており、改善するべきである。
- ・ プロモーション等の専門人材を確保するべきである。
- ・ 選択と集中といったメリハリのあるお金の使い方をするべきである。
- ・ 財政状況は厳しいので、やれることとやれないことの整理、鴨川市の得意なことで勝負していく必要がある。
- ・ 従来の夏季観光をターゲットにする取組ではなく、通年集客できる取組に切り替えていく必要がある。

第3章 観光振興施策の検討

1 既存観光事業について

(1) 既存観光事業の今後の方向性について

厳しい財政状況の中、時流に合致しない事業の見直し、縮小又は廃止の検討等を行うことで、歳出削減及び歳入確保を図る。

また、遊休資産の賃貸等の運用を検討することで、資産の有効活用を行う。

【既存事業の見直しの方向性】

事業名	方向性
海水浴場運営	入込客数に基づく費用対効果の検証による廃止・縮小の検討
観光街路灯維持管理	LED 街路灯への更新、防犯灯への切替の検討
オーシャンパーク管理運営	抜本的な施設改修等を含む将来的な施設の在り方の検討
市営駐車場維持管理	市営駐車場の有料化の検討
その他	遊休資産の活用 旧鴨川市民会館跡地、太海フラワー磯釣りセンター、学校跡地等

2 新たな観光振興施策について

新型コロナウイルス感染症の蔓延や SNS の発達を契機に国内外の観光動向が大きく変化したことから、鴨川市としても時流に合致した観光事業を実施していく必要がある。

ビッグデータ等の活用により、鴨川市の観光客の動態を調査・分析し、実態に即した観光事業を実施していくことが必要である。

(1) 観光ビジョン

今後、新たな観光振興施策を検討するに当たっては、「鴨川市総合計画」に定める観光入込客数や宿泊者数の目標に加え、新たに観光消費額を目標とした目指すべき観光ビジョンの策定が必要である。

策定に当たっては、既に策定した計画等を時点修正し、実現に向けた施策を検討する。

【策定済みの計画等】

種類	主体	名称
計画・ビジョン	市	鴨川市総合計画
		前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画
		鴨川市海辺のグランドデザイン
コンセプト	DMO	心と体が満たされる癒しのリゾート鴨川

(2) 新たな観光振興施策の方向性

ビジョンを実現するための観光振興施策のイメージは、下表に記載をしているが、具体的な施策は、観光関連団体等と検討していく必要がある。

【新たな観光振興施策のイメージ】

施 策	概 要
DMO 強化支援	観光振興に特化した専門人材の雇用
宿泊者向け施策	消費単価の高い宿泊者を獲得するための事業
事業者向け施策	千葉県宿泊税の使途のうち事業者への直接支援（32.5 億円）の内容が鴨川市の実態に即していない場合実施
観光イベントの拡充	観光客誘致イベントの拡充
観光インフラの整備	観光拠点の整備

(3) (仮称) 観光振興審議会の設置

鴨川市が目指すべき方向性、実現するための施策を官民連携で模索し、実現していくため、本検討委員会の答申提出後、新たな附属機関を設置することを検討する。

具体的施策の検討、効果検証を実施するために、年 2～3 回程度会議を開催する。

【(仮称) 観光振興審議会の概要】

項 目	内 容
名 称	(仮称) 観光振興審議会
会議内容	・ 鴨川市が目指す観光ビジョンの策定 ・ 観光ビジョン実現のために必要な施策 ・ 各団体の役割について 等
委員選定	観光業は裾野が広いため、幅広い分野から委員を選定する

(4) 観光振興基金の設置

複数年度にわたる事業や、数年に 1 度の大規模事業の実施を可能とするため、基金の設置を検討する。

基金の設置により単年度決算にとらわれない事業実施を可能とする。

【観光振興基金の概要】

項 目	内 容
基金原資	・ 千葉県宿泊税の交付金 ・ 鴨川市宿泊税（導入した場合）
使途	鴨川市の観光振興に資する事業
使途イメージ	・ 観光インフラの整備 ・ 数年に 1 度の大規模キャンペーン

【委員からの主な意見】

- ・ 鴨川市が目指す観光ビジョンが見えない。
- ・ 計画やビジョンを策定するだけでなく、実行していただきたい。
- ・ 宿泊客は、日帰り客と比較すると消費単価が大きいので、宿泊を促進するコンテンツの造成が必要である。
- ・ 宿泊客が鴨川市に来て良かったと思える施策の展開が必要である。
- ・ 宿泊事業者が納得感のある施策が必要である。
- ・ 鴨川シーワールドに次ぐ観光施設が必要である。
- ・ 人が歩く街並みをつくるべきである。
- ・ 市民会館跡地等の遊休地の活用や、オーシャンパーク等の改修が必要である。
- ・ 市の役割、民間の役割を明確にするべきである。
- ・ 民間が事業を展開しやすい環境を整えるのが行政の役割である。
- ・ ハード事業は民間に任せて、ソフト事業に充当するべきである。
- ・ DMO、観光協会、温泉旅館組合、市の協力体制を整えるべきである。
- ・ 人材を確保し、スピード感をもって事業を進めていくべきである。
- ・ 事業を実施して終わりではなく、事業で利益を生み、その利益で新たな事業を実施してくという経済循環をつくりだすべきである。
- ・ 鴨川市には新しい観光の明るいニュースが必要である。
- ・ 単年度決算にとらわれない事業を実施するために、基金を設置し、柔軟な資金の運用をするべきである。
- ・ 観光拠点の整備など大規模な事業は、国の補助金等を活用するべきである。
- ・ 箱物投資のような大型投資を行う場合は、行政が主導するのではなく、民間事業者の力を活用するための支援に徹するべきである。
- ・ 行政の支援策としては、誘致する民間事業者に対して対象地周辺のインフラ整備や固定資産税の減免、土地の無償貸与等が考えられる。
- ・ 観光ニーズは多様化しており、客観的な数字に基づくマーケティング戦略を策定し、施策を決めていくべきである。
- ・ (仮称)観光振興審議会の委員選定については、観光業は裾野が広いものの、広く委員を集めてしまうと意見がまとまらずに議論が進まなくなってしまうことが想定されるので、委員の選定は特化するべきである。
- ・ 海辺の魅力づくり推進事業を進めていくことが良いと考える。
- ・ 鴨川市へ旅行する客層は子連れのファミリー層が多いため、子どもに対しての支援策を講じるのが良いのではないか。

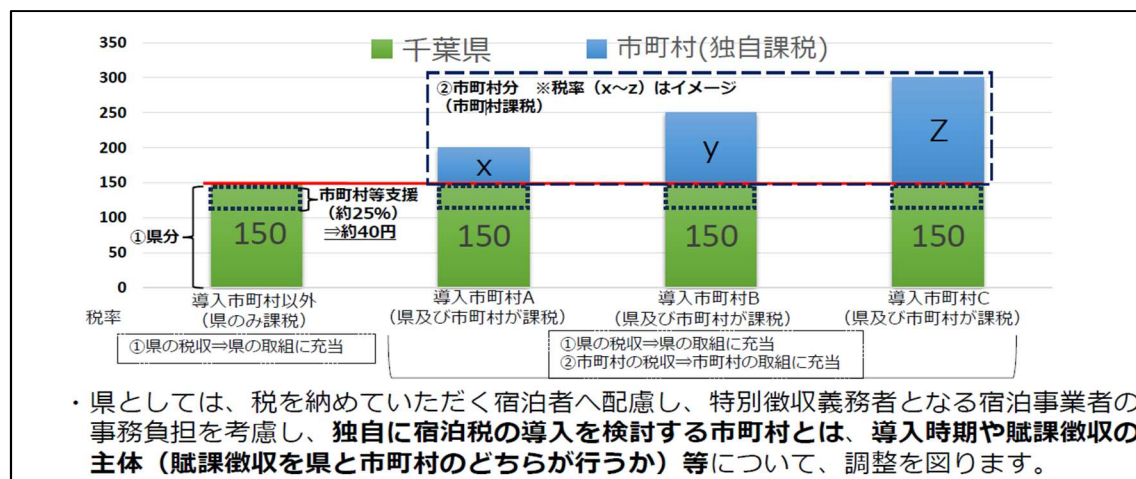
第4章 財源の検討

1 千葉県の宿泊税

(1) 千葉県宿泊税の制度設計

千葉県が取り組むべき観光振興施策の事業規模を約45億円とし、その財源として宿泊税導入（1人1泊につき150円の一律定額制）を表明した。

独自に宿泊税を検討する市町村は、千葉県宿泊税（150円）に市町村分を上乗せする方式を採用した。



(2) 千葉県が取り組む観光振興施策

千葉県は、約32.5億円を事業者への直接支援、約11億円を市町村・DMOへの支援とする方針を示した。

市町村・DMOへの支援について、令和4年の実績に基づいた試算では、鴨川市の交付金の配分は約4,600万円となることが示されている。



2 鴨川市の観光振興財源確保策

新たな観光振興施策を実施するに当たっては、千葉県の支援額では財源が不足すると考えられるため、長期的な視点に立って優先順位をつけて順次取り組んでいくことや、独自の財源確保策の検討が必要となる。

【新たな観光振興施策のイメージ（再掲）】

施 策	概 要
DMO 強化支援	観光振興に特化した専門人材の雇用
宿泊者向け施策	消費単価の高い宿泊者を獲得するための事業
事業者向け施策	千葉県宿泊税の使途のうち事業者への直接支援（32.5 億円）の内容が鴨川市の実態に即していない場合実施
観光イベントの拡充	観光客誘致イベントの拡充
観光インフラの整備	観光拠点の整備

(1) 観光振興財源の確保策の検討

一定の事業規模で継続的に取り組む必要があることから、安定継続性が高く、一定規模の確保が可能となる地方税が妥当であるものとする。

種 類	内 容	安定性	継続性	受益と負担	規 模
地方税 (法定目的税)	地方税法上、地方団体が課するものと規定されている税。	○	○	受益者を広く設定のうえ負担を求めることが可能	一定規模の確保が可能
地方税 (法定外目的税)	条例で定めて新設可能。 新設には総務大臣の同意が必要。				
分担金・負担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から受益の限度の範囲で徴収するもの。	○	×	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	規模は限定的
使用料	行政財産の使用や公共施設の利用の際に徴収するもの。	○	○		
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの。				
寄附金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの。	×	×	受益者が必ずしも負担する必要はない	一定規模の確保が可能

観光振興の財源とするため、観光動向に即した税を検討する必要がある。

以下のような観光動向が考えられるが、鴨川市の実情を考えると宿泊税の導入又は入湯税の超過課税が選択肢となる。

観光動向	課税対象	課税対象の 補足	課税対象の補足等に 係るコスト	導入事例
入域	鴨川市への入域行為	補足が難しい (手段が多岐に わたる)	莫大なコストがかかる	・訪問税 ・環境協力税 ・入山料
宿泊	宿泊施設への宿泊行為	比較的補足しや すい	比較的成本がかから ない	・宿泊税
入湯（導入済）	鉱泉浴場への入湯行為			・入湯税
交通機関利用	鉄道・バス等の利用	補足が難しい (旅行者の判別 が困難)	莫大なコストがかかる	—
飲食	飲食店等での飲食行為			—
駐車場利用	有料駐車場の利用			・駐車場利用税 ・駐車場使用料

宿泊税と入湯税を比較すると、課税対象者が広く、一定の規模で財源の確保ができる宿泊税が観光振興財源の確保策として適当であると考ええる。

宿泊税は法定外目的税とすることで、用途を観光振興に限定することができる。

種類		宿泊税	入湯税
課税対象者数		約 800 千人	約 460 千人
特別徴収義務者数		約 110 事業者	27 事業者
課税方法		千葉県宿泊税（150 円）に上乗せ	鴨川市入湯税（150 円）に上乗せ
50 円上乗せ		約 40 百万円	約 23 百万円
100 円上乗せ		約 80 百万円	約 46 百万円
150 円上乗せ		約 120 百万円	約 69 百万円
特徴	課税対象者数及び 特別徴収義務者数	多い	少ない
	用途	観光振興	観光振興 環境衛生設備、消防設備、鉱泉源の 保護管理施設の整備
	事業者負担	県宿泊税の導入により事務負担発 生。 鴨川市上乗せ分は、県と同時に導入 することにより負担軽減を目指す。	システム改修費等負担が発生する。
	市負担	新たに徴税コストが発生する。	変動なし。

【委員からの主な意見】

- ・千葉県宿泊税からの支援が自由度の高い交付金となったことは良かったと思う。
- ・安定財源の確保を目的とするのであれば、鉱泉利用者限定となる入湯税よりも宿泊税の方が対象とできる幅が広く、望ましい。
- ・宿泊税を財源確保策とする場合、納税者となる宿泊者、特別徴収義務者となる宿泊事業者に配慮した設計にしてほしい。
- ・観光事業に充当する財源が、一般財源、入湯税、千葉県宿泊税の交付金、鴨川市宿泊税の4種類となるため、それぞれの使途を整理すべきである。
- ・税というのは、ある行動を抑制するためのものであると考えるが、入湯税のように課税することで温泉であることを証明できる税もある。宿泊税を徴収するのであれば、まちが観光地として活性化し、魅力ある場所にならないといけない。
- ・低単価の宿泊施設に配慮すべきである。
- ・使途の設計をしっかりと行い、その結果を周知すべきである。
- ・宿泊税を導入済の自治体で宿泊者が減少したというデータはない。いただく税で良い観光地を作り上げることが必要である。

第5章 宿泊税の制度設計

1 基本方針

鴨川市が宿泊税を導入すると、千葉県宿泊税と鴨川市宿泊税の2種類の税金を同時に徴収することになる。

徴収事務の負担を軽減するため、千葉県宿泊税制度と同様の制度とすることを基本方針とする。

2 税制度

(1) 課税客体

(2) 納税義務者

(3) 課税標準

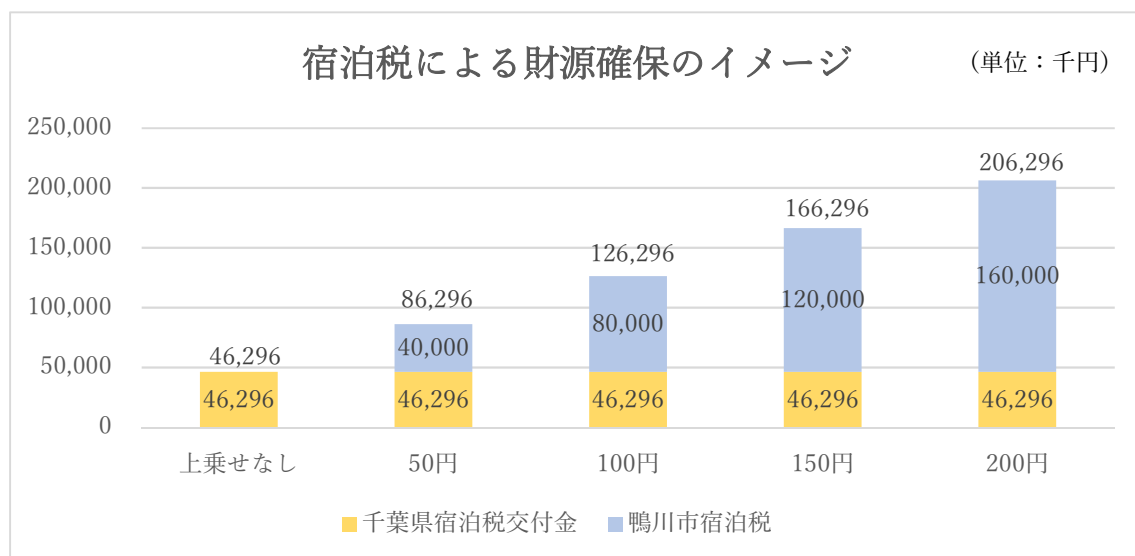
課税対象の明確化、行政コストの効率性を踏まえ、課税客体は宿泊施設における宿泊行為とする。

納税義務者は宿泊者、課税標準はその宿泊行為の回数（宿泊数）とする。

(4) 税率

千葉県宿泊税の税率（一律定額制 150 円）に鴨川市独自の宿泊税を上乗せし、観光振興に投資するための財源を確保していく必要がある。

一定の規模感で長期継続的に観光振興事業を実施していくために、鴨川市宿泊税の税率は1人1泊につき150円の一律定額制を基本とし、使途や外部環境等に応じて調整することとする。



(5) 免税点

(6) 課税免除

免税点、課税免除については、鴨川市の制度と千葉県制度が異なる場合、徴収事務が煩雑となるため、事務負担軽減のために千葉県と同様の制度が望ましい。

(7) 徴収方法

(8) 特別徴収義務者

鴨川市が宿泊者から直接宿泊税を徴収することが困難なため、先行導入自治体と同様に、宿泊事業者による特別徴収とする。

(9) 制度の見直し

先行導入自治体は概ね 3 年から 5 年を目途に制度の見直しを行っており、千葉県宿泊税は 5 年を目途に検討を行うとしている。

千葉県宿泊税と制度を同じくすることを基本方針とすることから、千葉県と同様の期間で制度の見直しをすることが適当である。

【宿泊税制度の概要】

項 目	鴨川市	千葉県
(1) 課税客体	鴨川市内に所在する次の施設又は住宅への宿泊 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿泊所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）	左記に加え、 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設 （特区民泊）※
(2) 納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者	左記に同じ
(3) 課税標準	上記宿泊施設への宿泊数	左記に同じ
(4) 税率	1 人 1 泊につき 150 円の一律定額制を基本とし、 使途や外部環境等に応じて調整する。	一律定額 150 円
(5) 免税点	なし	左記に同じ
(6) 課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	左記に同じ
(7) 徴収方法	特別徴収 （特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、 納入）	左記に同じ
(8) 特別徴収義務者	宿泊施設の経営者及び宿泊税の徴収について便宜を有する者	左記に同じ
(9) 制度の見直し	条例施行後 5 年を目途に検討を行う。	左記に同じ

※特区民泊は千葉県内では千葉市のみ認定を受けている。

【委員からの主な意見】

- ・千葉県宿泊税と鴨川市宿泊税の制度が異なる場合、事業者が混乱するため、同一の制度とするべきである。
- ・低単価の宿泊施設に配慮した制度設計をするべきである。
- ・入湯税と制度設計が同一である方が、徴収する際に混乱がない。
- ・観光振興に投資し、新たな資金循環を作り、より良い観光地としていかなければ、他自治体から遅れてしまう。一定の投資を行うために税率を 150 円とすることが適当である。
- ・観光事業の中には、行政でなくてはできない事業が多々あり、財政事情で縮小されては困る事業がある。財政状況が厳しい中、観光行政の立て直しを図るためにも税率を 150 円とし、宿泊税を支払う価値のある観光地を目指していくべきである。
- ・使途が明確であり、観光まちづくりに寄与するのであれば、税率は 150 円で良いと考える。
- ・子どもの宿泊単価は低く、宿泊費用に占める宿泊税の割合が高くなるため、配慮してほしいとの声がある。
- ・千葉県宿泊税、鴨川市宿泊税、入湯税を合算すると 450 円となり、この金額は団体客やファミリー層への影響が大きいのではないか。
- ・使途について民間の意見を反映し、その使途についても開示いただけるのであれば、税額は 200 円でも良いと考える。
- ・一定の事業規模を確保し、スピード感をもって事業を行うためにも税額は 200 円でも良いと考える
- ・特別徴収義務者となる宿泊事業者の説明する際に、しっかりと説明ができる制度設計とするべきである。
- ・市内の宿泊事業者で宿泊税に反対する事業者も一定数あると考える。制度開始後の苦情等にならないよう事前に説明会をしていただくよう求める。
- ・千葉県宿泊税の制度が現在公表されている制度から変更となった場合、鴨川市宿泊税制度も同様に変更となることから、事業者に対して丁寧に説明をするよう求める。

第6章 まとめ

本検討委員会は、鴨川市の新たな観光振興施策及びその財源確保策について、これまでの会議における議論を踏まえ、以下のとおり提言する。

1 新たな観光振興施策

観光需要は、新型コロナウイルス感染症の流行や SNS の発達等を契機に大きく変化しており、これらへの新たな対応が求められている。

鴨川市が「選ばれ続ける旅行地」になるために、時流に合った観光振興施策を展開していく必要がある。

新たな観光振興施策の方向性として、以下の取組みが必要であると考える。

- (1) DMO 強化支援
- (2) 宿泊者向け施策
- (3) 事業者向け施策
- (4) 観光イベントの拡充
- (5) 観光インフラの整備

また、今後、鴨川市が実施していく具体的な観光振興施策の検討をするに当たっての基本的な考えは以下のとおりとする。

- (1) 既存の観光事業については、財政状況が厳しいため、時流に合わない事業の縮小又は廃止の検討等を行い、歳出の削減及び歳入の確保を図ること。
- (2) 観光ビジョン及びコンセプトを明確にし、その実現に向けた具体的施策を検討すること。
- (3) 具体的な施策の検討と効果検証を実施するため、新たな審議会を立ち上げること。
- (4) 観光振興を目的とした基金を設置し、単年度決算にとらわれない事業の実施をすること。
- (5) ビッグデータ等を活用し、動向調査や分析を行い、新たな観光振興施策や既存事業の見直しの検討を行うこと。

2 財源確保策

持続可能な観光振興を行っていくためには、一定の規模で継続的な事業を実施する必要がある。そのための財源として、安定かつ継続的であり、使途を観光振興に限定できる財源である宿泊税が妥当であると考える。

千葉県が宿泊税導入検討をしていることから、鴨川市独自の宿泊税を上乗せ課税することとし、その基本的な考え方は以下のとおりとする。

- (1) 鴨川市宿泊税の制度は、千葉県宿泊税の制度と同一とすること。
- (2) 宿泊税の税率は 150 円の一律定額制を基本とし、使途や外部環境等に応じて調整すること。
- (3) 宿泊税は税収減の補填ではなく、観光地としての魅力を高め、地域の活性化を促す新たな施策に充当すること。
- (4) 宿泊税導入に当たっては、納税者や特別徴収義務者となる宿泊事業者にはもちろん、地域住民に対しても丁寧な説明を行うとともに広く周知すること。

以上を踏まえ、宿泊税を財源とした新たな観光振興施策を展開していくことにより、市民及び来訪者の双方にとって、より良い観光まちづくりを進めていくことを期待する。

最後に、本検討委員会の調査検討に際し、ご協力いただいた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 10 月 15 日

鴨川市観光振興検討委員会

第7章 参考資料

1 鴨川市観光振興検討委員会の設置の根拠

鴨川市附属機関設置条例（抜粋）

平成 31 年 3 月 25 日

条例第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委嘱等）

第 3 条 委員は、市長（教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。第 6 条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長、副会長等）

第 4 条 会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第 3 項において単に「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市 観光振 興検討 委員会	市長の諮問に応じ、新たな観光振興施策及びそのための財源の在り方について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	(1) 観光業の関係者 (2) 宿泊業の関係者 (3) 経済団体の関係者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 識見を有する者	委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで

2 委員構成

氏 名	所 属
うちやま たつや 内山 達也	城西国際大学 観光学部 学部長
すずき たけし 鈴木 健史	鴨川観光プラットフォーム株式会社 代表取締役 (株式会社グランドホテル 代表取締役)
くねざき たつお 久根崎 達郎	一般社団法人鴨川市観光協会 会長 (有限会社魚眠庵マルキ本館 代表取締役)
よしむら あつひろ 吉村 敦広	鴨川温泉旅館業協同組合 代表理事 (株式会社そとぼう 代表取締役)
さくらい ゆきえ 櫻井 有希恵	株式会社リクルート 東日本グループ グループマネージャー
ながい てるひさ 永井 照久	鴨川市商工会 (有限会社永井商店 専務取締役)
おかだ あきら 岡田 晃 (前) 諏訪 克宏	千葉県館山県税事務所 所長

3 会議の開催状況

開催回	日 時	場 所	議 事
第 1 回	令和 6 年 12 月 25 日 (水) 午後 2 時	鴨川市役所	・ 鴨川市の観光振興の現状 ・ 宿泊事業者向けアンケート結果 ・ 観光振興施策の検討
第 2 回	令和 7 年 1 月 29 日 (水) 午後 2 時	鴨川市役所	・ 新たな観光振興施策 ・ 観光振興財源の確保策
第 3 回	令和 7 年 5 月 27 日 (火) 午前 10 時	鴨川市役所	・ 今後の観光振興の方向性 ・ 宿泊税制度
第 4 回	令和 7 年 7 月 9 日 (水) 午前 10 時	鴨川市役所	・ 報告書 (案)
第 5 回	令和 7 年 10 月 15 日 (水) 午前 10 時	鴨川市役所	・ 報告書 (案) ・ 答申 (案)

4 諮問



鴨商観第590号
令和6年12月25日

鴨川市観光振興検討委員会 会長 様

鴨川市長 長谷川 孝夫



鴨川市の新たな観光振興施策及びその財源の在り方について（諮問）

鴨川市附属機関設置条例（平成31年鴨川市条例第4号）第2条の規定に基づき、
鴨川市の新たな観光振興施策及びその財源の在り方について、貴委員会の意見を
求めます。